

地区歯科医師会 御中

公益社団法人東京都歯科医師会

**新型コロナウイルス感染症に係る「歯科医師によるワクチン接種実施」のための
教育研修の実施について**

平素より本会会務の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本歯科医師会から別添による連絡があり、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について、日本歯科医師会の E システム (e-learning) にて必要な教育研修が整備されました。

5 つの研修動画を視聴し、視聴後に表示される 5 問のポストテストに合格することで、E システムより受講修了証を発行することができます。(E システムのメニュー「修了証出力」より PDF をダウンロードしてください。)

なお、**本研修の修了後、直ちに筋肉内注射に関する業務にあたることはなく、各自治体等からの協力要請があった場合にのみ従事して頂くこととなりますので、ご承知おきください。**

また、筋肉内注射の経験がない歯科医師は別途、実技研修が必要となります。

※ワクチン接種の実技研修については、各自治体において適宜調整されることとなっております。

また、本研修については、日本歯科医師会未入会の歯科医師も受講可能となっております、受講希望の際は、別添の受講申込書に必要事項をご記入の上、本会へ FAX (03-3262-4100) にてご送付ください。

※日本歯科医師会会員は、受講申込書での申請必要はなく、E システムのログインにより受講可能です。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、本研修の趣旨をご理解の上、貴会会員へご周知いただきたく存じます。何卒、よろしくお願い申し上げます。

【別 添】

A. 令和 2・3 年度日歯生涯研修事業「E システム」利用マニュアル
(修了証 PDF のダウンロード方法 抜粋)

B. 「新型コロナウイルス感染症に係る「歯科医師によるワクチン接種実施」のための
教育研修について」(日本歯科医師会 事務連絡 令和 3 年 5 月 17 日)

1. 実施要領
2. 研修教材一覧
3. 受講申込書 (日本歯科医師会未入会の歯科医師のみ)
4. フローチャート

C. 「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施のための研修について」(厚生労働省 事務連絡 令和 3 年 5 月 11 日)

D. 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」(厚生労働省 事務連絡 令和 3 年 4 月 26 日)

〔問合せ先〕

公益社団法人東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策本部

事業部 地域保健課 佐藤 (文)・岩崎・丸山・植木・荒木

TEL : 03-3262-1148 FAX : 03-3262-4100

2.6 修了証 PDF のダウンロード

対象の研修を受講し修了証発行条件を満たした場合に、修了証の PDF ファイルのダウンロードが可能になります。

■ 操作方法

- ① メニューから「修了証出力」をクリックします。
- ② 修了証出力対象一覧の「修了証出力」ボタンをクリックします。
- ③ ダウンロードダイアログが表示されますので、ファイルを開く、またはファイルを保存してください。

公益社団法人 日本歯科医師会
JDA E-system
Japan Dental Association Education System
日歯生涯研修登録システム

ログインユーザー
会員 TK

メニュー
 ▼ トップページ
 ▶ 教材コンテンツ検索
 ▶ 研修会を探す
 ▶ 履修状況を確認
 ▶ **修了証出力**
 ▶ パスワード変更
 ▶ メールアドレス修正

ガイダンス一覧
 当メニューのご利用案内
 Eシステム利用マニュアル
 Eシステム活用ガイド
 (使い方の説明動画)
 FAQ
[ログアウトはこちら](#)

修了証出力

実施期間:
 会員番号: 83-000-9005
 都道府県: 特殊異動中会員
 研修名: 指定なし
 実施期間: 令和2・3年度

検索

・修了証出力対象一覧

会員番号	氏名	都道府県名	研修名	修了証出力
83-000-9005	会員太郎	特殊異動中会員	感染予防対策セミナー 「歯科外来診療における院内感染対策」	修了証出力
83-000-9005	会員太郎	特殊異動中会員	認知症対策セミナー	修了証出力

dev-www.nskjs.jda.or.jp から 受講修了証.pdf を開くか、または保存しますか?

ファイルを開く(O) 保存(S) キャンセル(O)

「重複受講不要」の研修を重複受講していた場合には、同じ研修名のデータが複数表示される場合があります。その場合、どの行の修了証をダウンロードしても内容は同じものとなります。

都道府県歯科医師会会長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る「歯科医師によるワクチン接種実施」のための
教育研修について

今般、国から「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」（令和3年4月26日）が発出され、現在、各自治体において対応が進められております。

これに必要な研修に関しては、本会で国の要請に応え E システム（e-learning）を用いた受講体制を整えましたので下記の通りご案内します。

筋肉内注射の経験がない歯科医師については、別途ワクチン接種に関する実技研修が必要となり、各地域において適宜調整されることになっております。

本会未入会の歯科医師で、同研修の受講を希望される場合には、別途の受講申込書をもって勤務先所在地の都道府県歯科医師会を通じて本会学術課・日本歯科医学会事務局にお申し込みいただくことにしております。

なお、実際に歯科医師が本ワクチン接種業務に携わられた場合は、お手数ですが、実績として本会までご報告ください。

ご多用中のところ誠に恐縮に存じますが、本研修の趣旨をご理解の上、ご周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 開始日時：2021年（令和3年）5月18日（火）16：30より
2. 研修教材：JDA E-system (<https://www.nskjs.jda.or.jp/webpc/login.aspx>)
3. 対象：歯科医師（日本歯科医師会会員および日歯未入会者）
4. 受講費：無料

（別添）

1. 実施要領
2. 研修教材一覧
3. 受講申込書
4. フローチャート

お問い合わせ先

公益社団法人日本歯科医師会

学術課・日本歯科医学会事務局

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20

TEL 03-3262-9213 FAX 03-3262-9885

※電話受付は10時～16時となっております。

ご理解をお願いいたします。

E-mail esystem_support@jda.or.jp

厚生労働省委託事業
「令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る
ワクチン接種のための筋肉内注射に係る研修」
Eシステム（e-learning）教育研修

— 実施要領 —

- 【実施主体】 厚生労働省
- 【事業受託】 公益社団法人 日本歯科医師会
- 【目的】 国は新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施に係る法的な整理を行い、現在、各自治体においてワクチン接種体制の構築が進められている。
本会では、国の要請に応えるべく、Eシステム（e-learning）を用いた適切な受講体制を整え、歯科医師によるワクチン接種のための筋肉内注射業務に係る教育研修を実施する。
- 【対象】 歯科医師（日本歯科医師会会員および未入会者）
- 【開始日時】 2021年（令和3年）5月18日（火）16：30より
- 【研修教材】 JDA E-system <https://www.nskjs.jda.or.jp/webpc/login.aspx>
メニュー画面「教材コンテンツ検索」より
大項目：33 感染予防と滅菌法
中項目：66 ワクチン接種研修
※ 研修の修了条件として、動画5本の視聴および視聴後に表示される、5問のポストテストの合格（単位登録）が必要になります。
※ 日本歯科医師会会員は日本歯科医師会生涯研修事業e-learning研修単位を同時に取得できます。
- 【受講修了証】 本研修を修了された方には受講修了証を発行いたします。
（Eシステムのメニュー「修了証出力」よりPDFをダウンロード）
- 【受講料】 無料
- 【申込方法】 日本歯科医師会会員は、Eシステムにログインの上、当該研修教材を受講ください。
日歯未入会者は、所定の様式にて、勤務先所在地の都道府県歯科医師会にお申し込みください。
- 【問合せ先】 公益社団法人 日本歯科医師会 学術課・日本歯科医学会事務局
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
TEL：03-3262-9213／FAX：03-3262-9885
E-mail：esystem_support@jda.or.jp

【研修教材一覧】

- ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する基礎知識（副反応に関する内容も含む。）

「新型コロナワクチン 今わかっていること まだわかっていないこと」 1/2・2/2
守屋 章成（日本プライマリ・ケア連合学会）
【制作：日本プライマリ・ケア連合学会】

（参考）「新型コロナワクチン 今わかっていること まだわかっていないこと」
質疑応答 1/2・2/2 守屋章成（日本プライマリ・ケア連合学会）

- ② 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識
「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識」

砂田勝久（日本歯科大学）
【監修：日本歯科医学会】

- ③ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）
「医療従事者のための新型コロナウイルスワクチンを安全に接種するための注意とポイント」

【制作・監修：厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」】

（参考）接種部位の目安を「肩峰下の前後腋窩線を結ぶ線の高さ」とする方法
「新型コロナワクチン より安全な新しい筋注の方法 2021年3月版」
（制作・監修：日本プライマリ・ケア連合学会 予防医療・健康増進委員会
ワクチンチーム）

- ④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンのアナフィラキシーとその対応等
「新型コロナワクチン接種時のアナフィラキシーへの対応【医療者向け】」

今村 聡（日本医師会）

【制作：公益社団法人 日本医師会】

※ JDA E-system <https://www.nskjs.jda.or.jp/webpc/login.aspx>

メニュー画面「教材コンテンツ検索」より下記を選択ください。

研修項目 大項目：33 感染予防と滅菌法 中項目：66 ワクチン接種研修

または、動画コンテンツ一覧「その他の研修」より「ワクチン接種研修」

※ 研修の修了条件として、動画①～④の合計 5本の視聴および視聴後に表示される、それぞれ 5問のポストテストの合格（単位登録）が必要になります。

※ 受講修了証の発行は、単位を取得された後、メニューの「修了証出力」より、PDFをダウンロードください。

※ （参考）と記載されている動画の受講は、「任意」になります。

【東京都内籍歯科医師用（歯科医師会未入会の方に限る）】FAX送付先：03-3262-4100

※日本歯科医師会会員の方は、本申込書の送付の必要はありません。Eシステムにログイン後、研修の受講が可能です。

厚生労働省委託事業

「令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る
ワクチン接種のための筋肉内注射に係る研修」
Eシステム（e-learning）教育研修 受講申込書

申込日：令和3年 月 日

日本歯科医師会会長 殿

東京都歯科医師会会長 殿

日本歯科医師会が実施する標記 Eシステム（e-learning）教育研修の受講を申し込みます。

受講者氏名	(日本歯科医師会会員の場合、本申込書は必要ありません。)	フリガナ	
生年月日 年齢・性別	昭和・平成 年 月 日 歳 / 男性・女性	歯科医籍 登録番号	
診療所名 又は勤務先名			
診療所又は 勤務先住所	〒 _____		
電話番号	— —	携帯電話	— —
F A X	— —	緊急 連絡先	— —
メール アドレス	@ ※添付ファイルを確認できるメールアドレスをご記載ください。		

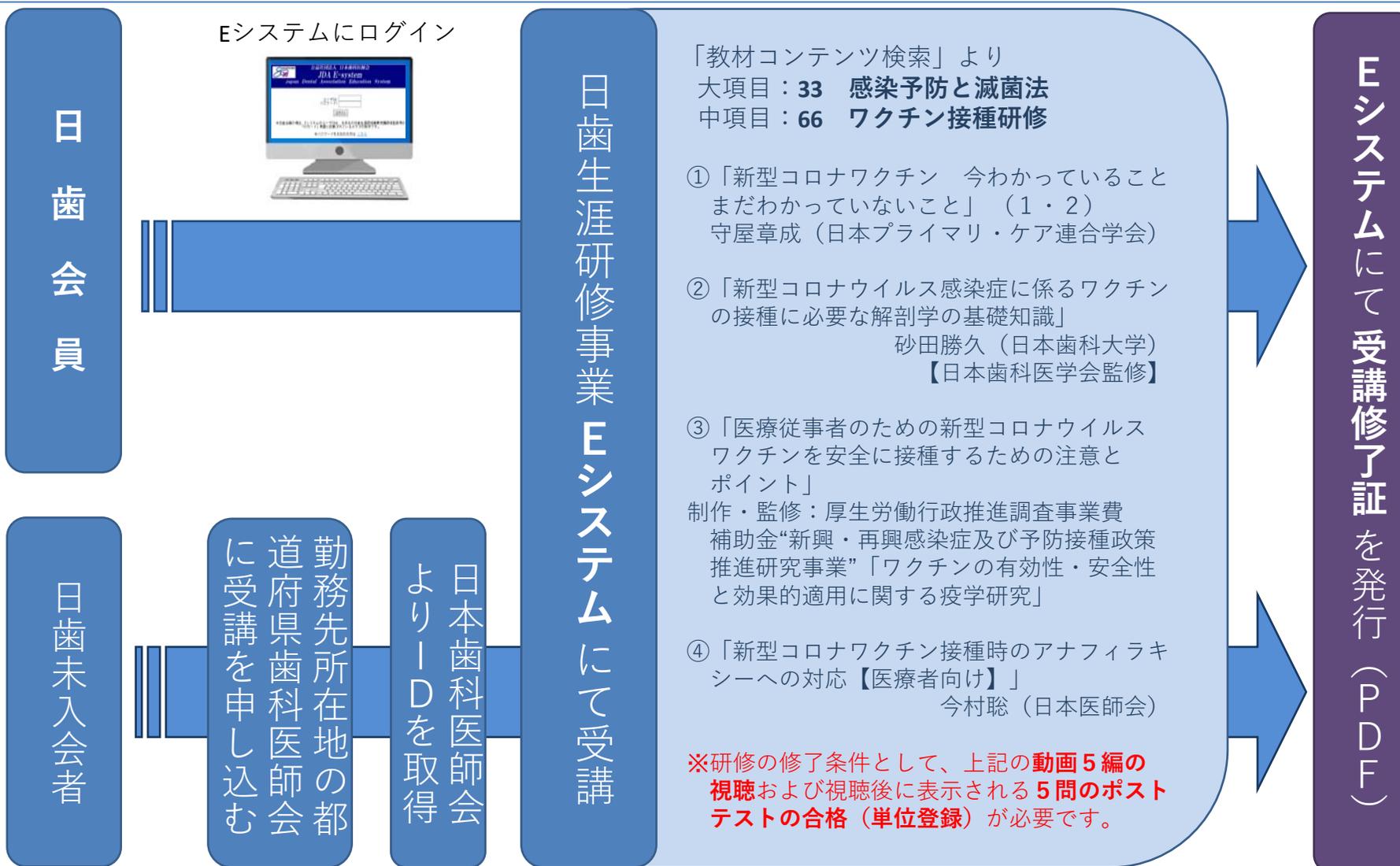
※ 上記の各項にもれなく記入して下さい。記入もれがある場合は申し込みを受理しません。

※ 個人情報保護法に基づき、本研修において得た個人情報は、本事業のためのデータベース化による資料以外には使用いたしません。また、これ以外の目的に使用する場合には、別途ご連絡いたします。

厚生労働省委託事業

【フローチャート】

「令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る
ワクチン接種のための筋肉内注射に係る研修」
－ Eシステム（e-learning）教育研修の受講流れ －



※本研修に限り、日本歯科医師会に未入会の歯科医師も特例的に対象となります。

事務連絡
令和3年5月11日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省健康局予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
筋肉内注射の歯科医師による実施のための研修について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施の可否についての法的な整理については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」（令和3年4月26日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局予防接種室事務連絡、以下「4月26日事務連絡」という。）においてお知らせしたところです。4月26日事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施に際する条件の1つとして、「協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又はワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること」とされています。

4月26日事務連絡に基づく研修を各自治体等で実施される際に活用いただく観点から、関係団体のご協力をいただき、研修動画を用意するとともに下記のとおり掲載場所をまとめましたので、その内容についてご了知いただき、関係者へ周知いただくとともに、7月末としている高齢者向け接種に関し特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。なお、講義に関しては、これら①～④全てを視聴したことが確認できる場合は研修修了とすることが可能です。他方、筋肉内注射の経験がない歯科医師については、別途、ワクチン接種に関する実技研修が必要となります。これらの研修実施につきまして、各地域において適宜調整いただきますよう、お願いいたします。

また、受講修了者に対して受講修了証が発行される公益社団法人日本歯科医師会と連携したeラーニングについても現在準備中であり、受講可能な状況になりましたら、改めてお知らせいたします。

**研修動画受講の際は、必ず日歯Eシステムにログインをしてご視聴ください
(他の方法で視聴しても「修了証」が発行できません)**

記

○研修動画概要と動画掲載場所

- ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する基礎知識（副反応に関する内容も含む。）

「新型コロナワクチン 今わかっていること まだわかっていないこと」

（日本プライマリ・ケア連合学会 守屋 章成（制作：日本プライマリ・ケア連合学会））

- ② 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識
「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識」

（日本歯科大学 砂田 勝久（監修：日本歯科医学会））

- ③ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）

「医療従事者のための新型コロナウイルスワクチンを安全に接種するための注意とポイント」

（制作・監修：厚生労働行政推進調査事業費補助金“新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業”「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」））

（参考）接種部位の目安を「肩峰下の前後腋窩線を結ぶ線の高さ」とする方法

「新型コロナワクチン より安全な新しい筋注の方法 2021年3月版」

（制作・監修：日本プライマリ・ケア連合学会 予防医療・健康増進委員会 ワクチンチーム）

- ④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンのアナフィラキシーとその対応等

「新型コロナワクチン接種時のアナフィラキシーへの対応【医療者向け】」

（公益社団法人日本医師会 今村 聡（制作：公益社団法人日本医師会））

事務連絡
令和3年4月26日

各

都	道	府	県
市	長	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省健康局予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
筋肉内注射の歯科医師による実施について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種（以下単に「ワクチン接種」という。）については、現在、全自治体において、ワクチン接種体制の構築が進められているが、特に特設会場におけるワクチン接種体制の構築に当たって、ワクチン接種のための筋肉内注射等の業務を担う看護師等の確保が課題の一つとなっている。

ワクチン接種のための筋肉内注射については、現行法上、医師又は医師の指示の下で保健師、助産師、看護師若しくは准看護師（以下「看護師等」という。）が行うものであるが、新型コロナウイルス感染症対応により医療提供体制が逼迫している地域もある中で、今後、ワクチン接種の全国的な本格実施に向け、地域によっては、特設会場におけるワクチン接種体制の構築に必要な看護師等を確保することが困難となることも想定される。こうした状況を踏まえ、本年4月23日に医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る人材に関する懇談会」を開催し、ワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について検討を行ったところである。

同懇談会での検討の結果を踏まえ、ワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施の可否に係る法的な整理について、下記のとおりとりまとめたので、その内容についてご了知いただくとともに、地域の医師会や歯科医師会をはじめとする関係者へ周知し、時限的・特例的な取り扱いとして、各地域における関係者の連携の下で、必要に応じ、歯科医師の協力を得て特設会場におけるワクチン接種体制の構築に取り組んでいただくようお願いする。

記

1. ワクチン接種のための筋肉内注射の医行為・歯科医行為該当性について

ワクチン接種のための筋肉内注射については、「歯科医行為」ではなく「医行為」に該当するものであり、医師等の資格を有さない歯科医師が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反する。

2. 歯科医師によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施に係る法的整理について

違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、歯科医師は、その養成課程において、筋肉内注射に関する基本的な教育を受けており、また、口腔外科や歯科麻酔の領域では実際に筋肉内注射を行うことがあることを踏まえると、必要な医師や看護師等が確保できないことを理由に特設会場におけるワクチン接種が実施できないような場合においては、少なくとも下記の条件の下でワクチン接種のための筋肉内注射を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命や健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師や看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力なしには特設会場でのワクチン接種が実施できない状況であること。
- (2) 協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又はワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。
- (3) 歯科医師によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施について被接種者の同意を得ること。

上記(1)については、予防接種の実施主体である自治体の長が、看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な看護師等の確保が困難と判断し、地域の医師会等の関係者とも合意の上で、地域の歯科医師会等に協力を要請する必要があること。

特例的に歯科医師がワクチン接種を行うのは、集団接種のための特設会場に限り、歯科医師がワクチン接種のための筋肉内注射を行うに当たっては、特設会場にいる医師の適切な関与の下で行う必要があること。また、予診やアナフィラキシー時の症状が発生した場合の対応については、特設会場にいる医師が行うこと。

上記(3)の同意を取得するには、被接種者がワクチン接種のための筋肉内注射をされる際に、歯科医師が実施していることを認識していることが重要であり、これが満たされるのであれば、同意の取得方法として、書面による同意、口頭での説明による同意、歯科医師もワクチン接種のための筋肉内注射を実施していることを会場に掲示した上で歯科医師がワクチン接種のための筋肉内注射を実施していることを明確に被接種者に伝えることによる同意等、いずれの方法でも差し支えないこと。

3. 研修について

上記2（2）の研修について、具体的な研修内容の例は以下のとおりであること。

- ・ 研修内容：以下の内容を含むものとする。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する基礎知識（副反応に関する内容も含む。）
 - ② 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）
 - ④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンのアナフィラキシーとその対応 等

※ ③については、実技研修も実施すること。
（実技研修については、講義と同日でなくてもよいこととする。）
- ・ 研修時間：2時間程度（実技研修を除く。）

なお、厚生労働省において、日本歯科医師会と連携してeラーニングを活用した研修についての検討を進めているところであり、追ってお示しすることとしているが、各地域において類似の研修が予定されている場合には当該研修を活用する等、地域の状況に応じて実施することも差し支えないこと。